

# 第5回国土交通省政策会議

## 地方分権について

(義務付け・枠付けの見直しに係る現状)

平成21年12月2日

# 地方分権改革推進委員会 第3次勧告（概要）

平成21年10月

## 第1章 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

○ 第2次勧告において見直し対象とされた義務付け・枠付け(※)に係る条項(約4,000条項)のうち、特に問題のある下記右の(a) (b) (c)の事項(3つの重点事項)について、個別の条項毎に具体的に講ずべき見直し措置を提示(892条項)  
 〈条例制定権の保障の範囲を「地方自治の本旨」の観点から設定するという意義を有する取組みでもあり、我が国の地方自治制度始まって以来の試み〉

	具体的に講ずべき措置を提示した条項数
(a)	142
(b)	166
(c)	584
計	892

全国知事会、全国市長会提言等の要望に係る条項は、106条項。

このうち、103条項(97%)の条項について見直しを提示

※「義務付け」とは、地方自治体に一定の活動を義務付けることを行い、「枠付け」とは、地方自治体の活動について手続、基準等の枠付けを行うことを行う(今回の見直しは、自治事務についての法律の条項を対象としている。)

(a) 自治体の施設・公物に対する国の設置管理基準

→ 「廃止又は条例への委任」へ見直し

- ・自治体の自由度の観点から条例への委任の仕方を類型化
  - ① 「従うべき基準」 ② 「標準」 ③ 「参酌すべき基準」
- ・ 「従うべき基準」及び「標準」は真に必要な場合に限定

(b) 自治体の事務に対する国の関与(協議、同意、許可・認可・承認)

→ 「廃止又はより弱い形態の関与」へ見直し

※国の関与は、税財政上の特例措置が講じられる場合に限定

(c) 計画の策定及びその手続の自治体への義務付け

→ 「廃止又は単なる奨励(「できる」「努める」等)」へ見直し

※義務付けは、私人の権利・義務に関わる行政処分の根拠となる計画などに限定

○ 3つの重点事項以外についても、第2次勧告に基づき、今後、具体的に見直し措置を講ずるよう要請

## 第2章 地方自治関係法制の見直し

○ 教育委員会及び農業委員会について、必置規制を見直しして選択制に引き続き委員会を存置するか、長の所管とするかは、地域の実情に応じ地方自治体が自主的に判断

○ 地方自治体の財務会計制度について、透明性の向上と自己責任の拡大を図る観点から見直すべき

## 第3章 国と地方の協議の場の法制化

○ 国と地方の双方の代表者が一堂に集まる機会をできるだけ速やかに設け、「国と地方の協議の場の法制化」について率直に意見を交換し、双方の合意を目指すべき

試案として、協議事項、構成員、会議の運営等について参考提示

# 義務付け・枠付けの見直し(第3次勧告)

## 第3次勧告の内容【重点事項】

### (a) 施設・公物設置管理の基準

#### 対象範囲

- 整備・確保すべき施設・公物の総量
- 施設・公物の構造・設備、施設・公物に配置する職員の数・資格
- 施設・公物に配置する職員であることに着目した職員給与・研修
- 施設・公物の利用者資格・利用者数

### (b) 協議、同意、許可・認可・承認

#### 対象範囲

- 市町村が国、都道府県に対して行う協議、都道府県が国に対して行う協議
- 市町村が国、都道府県から受ける同意、許可・認可・承認、都道府県が国から受ける同意、許可・認可・承認

### (c) 計画等の策定及びその手続

#### 対象範囲

- 地方自治体又はその機関による計画等の策定の義務付け
- 計画等の策定に当たっての内容(盛り込むべき事項の記載)の義務付け
- 計画等の策定に当たっての事前・事後の手続として、次のいずれかを課しているもの
  - ・議決、協議・調整・意見聴取等・同意、認定
  - ・公示・広告・公表、閲覧・縦覧等

## 見直し結果

**条例制定を認めているもの以外は廃止又は条例委任**  
⇒政府全体142条項のうち、国交省分43条項  
(地方要望分6条項)

- (地方要望分の例)
- ・道路法(構造基準)
  - ・公営住宅法(整備基準、入居者資格)

**法制上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合の同意協議等以外は廃止又はより弱い形態の関与へ**  
⇒政府全体166条項のうち、国交省分74条項  
(地方要望分17条項)

- (地方要望分の例)
- ・国土利用計画法(土地利用基本計画の策定の同意協議(大臣))
  - ・港湾法(入港料率の上限設定の同意協議(大臣))

**私人の権利・義務に関わる行政処分の直接的な根拠となる計画を策定する場合等以外は廃止又は単なる奨励(「できる」規定)へ**  
⇒政府全体584条項のうち、国交省分239条項  
(地方要望分はなし)

- (地方要望分以外の例)
- ・国土利用計画法(土地利用基本計画の策定事項)
  - ・都市計画法(都市計画基準の策定)
  - ・港湾法(港湾計画の策定)

「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」に関する地方分権改革推進計画の作成に向けた対応について  
(概要)

(a) 施設・公物設置管理の基準<国土交通省>(地方要望分:5項目6条項)

第3次勧告		11/13政務官級折衝時対応		対応	
事項	勧告内容	対応の可否	内容	対応の可否	内容
道路の構造基準 (道路法第30条第1項及び第2項)	廃止又は条例委任	△	設計車両、建築限界、橋・高架道路の設計荷重といった安全性等の考慮が必要な基準は存置	△	設計車両、建築限界、橋・高架道路の設計荷重といった安全性等の考慮が必要な基準は存置
道路標識の構造基準 (道路法第46条第2項)	廃止又は条例委任	△	表示、色彩、文字の形といった安全性等の考慮が必要な基準は存置	△	表示、色彩、文字の形といった安全性等の考慮が必要な基準は存置
河川管理施設等の構造基準 (河川法第13条第2項)	廃止又は条例委任	○	-	○	-
公営住宅の整備基準 (公営住宅法第5条第1項)	廃止又は条例委任	○	-	○	-
公営住宅の入居者資格 (公営住宅法第23条)	廃止又は条例委任	△	「低額所得者」の具体的な収入基準等は存置	△	公営住宅は、低額所得者のために税金で整備する住宅であることから、入居収入基準の上限(60%)を法令で規定する必要。国が示す入居収入基準(25%)は参酌基準として規定。

(b) 協議、同意、許可・認可、承認<国土交通省>(地方要望分:14項目17条項)

第3次勧告		11/13政務官級折衝時対応		対応	
事項	勧告内容	対応の可否	内容	対応の可否	内容
土地利用基本計画の策定に係る同意協議 (国土利用計画法第9条第10項)	意見聴取に移行	△	同意を要しない大臣協議に移行	△	同意を要しない大臣協議に移行
埋立地の権利移転、用途変更に係る協議 (公有水面埋立法第27条第3項、第29条第3項、港湾法第68条第3項)	廃止	×	同意を要する大臣協議を維持	×	同意を要する大臣協議を維持
都道府県の都市計画決定に係る同意 (都市計画法第18条第3項)	同意を要しない大臣協議に移行	△	①三大都市圏等の区域に着目した都市計画は同意協議を廃止 ②区域区分、近郊緑地特別保全地区等、国の利害に重大な関係がある都市計画は同意協議を維持	△	①三大都市圏等の区域に着目した都市計画は同意協議を廃止 ②区域区分、近郊緑地特別保全地区等、国の利害に重大な関係がある都市計画は同意協議を維持
市の都市計画決定に係る同意 (都市計画法第19条第3項)	同意を要しない知事協議に移行	○	※ただし、計画内容が不適切な場合に事後的に是正を求めることができる等の規定の整備が必要ではないか。	○	※市と都道府県との協議の透明化・実質化を図るため、理由を明示した上での意見のやりとりが双方向で行えるように措置することが必要。
区域区分に関する都市計画を定める際の農林水産大臣への協議 (都市計画法第23条第1項)	廃止	×	同意を要する大臣協議を維持	×	同意を要する大臣協議を維持
都道府県道の認定に係る協議 (道路法第74条第1項)	廃止	○	-	○	-
河川整備基本方針・河川整備計画等の認可に係る協議 (河川法第79条第2項)	廃止	○	-	○	-
海岸保全施設の新設又は改良に係る承認 (海岸法第27条第2項)	同意を要する大臣協議に移行	○	-	○	-
港湾区域の設定等に係る認可 (港湾法第4条第4項)	事後報告等に移行	△	①重要港湾・遊覧港湾以外の地方港湾については、事後的な是正手段を確保しつつ、事後届出制に移行。 ②重要港湾・遊覧港湾については大臣の同意を要する協議に移行。	△	①重要港湾・遊覧港湾以外の地方港湾については、事後届出制に移行。事後的な是正措置については、地方自治法に基づく是正措置を活用することを基本とし、地方自治法の普通地方公共団体に当たらず同法が適用されない港湾高については所要の是正措置を港湾法に規定。 ②重要港湾・遊覧港湾については大臣の同意を要する協議に移行。
特定重要港湾の入港料率の上限に係る協議 (港湾法第44条の2第2項)	廃止	△	上限同意の対象となる港湾を限定	△	上限同意の対象となる港湾を限定
スーパー中短港湾におけるメガオペレーター認定に係る同意 (港湾法第50条の4第3項)	事後報告等に移行	×	同意を要する大臣協議を維持	×	同意を要する大臣協議を維持
特定埠頭を構成する行政財産の貸付けに係る協議 (港湾法第54条の3第3項)	事後報告等に移行	○	-	○	-
流域別下水道整備総合計画策定に係る協議 (下水道法第2条第7項)	同意を要しない大臣協議に移行	○	-	○	-
公共(流域)下水道の事業計画策定に係る認可 (下水道法第4条第1項、第25条の3第1項)	①認可を同意を要しない協議に移行 ②流域別下水道総合整備計画が策定されている場合に都道府県が行う事業は、事後報告等に移行	○	※ただし、下水道の事業計画を策定する際に、国又は都道府県が下流への影響を踏まえた広域的観点から適切な放流水質を確保していることに配慮すべきではないか。 ※また、事後報告等へ移行するものについては、計画内容が不適切な場合に事後的に是正を求めることができる等の規定の整備が必要ではないか。	○	※事業計画が策定されただけでは、地方自治法の是正要求が適用される法令違反、若しくは、著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害している場合には該当しないため、現行制度上は、地方自治法の是正要求が適用されない。地方自治法の是正要求を適用できるようにするため、現行の認可の基準の規定を、他の計画との整合性や下流の状況の考慮などの事業計画の内容に係る規定に措置することが必要。